



いつまでも 自分らしく

地域包括ケアシステム



群馬県多職種連携推進協議会

多施設連携のさらなる進化へ

群馬県多職種連携推進協議会の努力により、医療介護に関わる多くの職種の紹介がされましたことに感謝いたします。日頃の診療においても専門職種の連携は重要性を増すばかりです。病院内での各職種の連携はまさに病院の生命線といっても過言ではありません。

地域包括ケアではさらに施設での生活、家庭での生活を支える連携が求められます。訪問診療、訪問看護、訪問介護をはじめ在宅生活を支える多くの職種が関わります。また入所施設、通所施設など多様な施設が地域には整備されています。しかし、ケアを提供する私たちはこの“ご近所の施設”をどのくらい把握しているのでしょうか？実際地域の入所施設など訪問したことはありますか？意外と“灯台下暗し”の状態ではないでしょうか。

各施設内では必死に多職種連携を図り仕事を進めていると思います。私はそれに加え地域での多施設連携をさらに進めていただきたいと思います。医療介護が必要な利用者さん一人ひとりを中心に、その人が求めている最もふさわしい援助を提供できるこそが最重要課題です。介護保険制度創出時の原点です。

ケアマネジャーはもちろんその専門家でなくてはなりません。しかし地域包括ケアに関わる職種すべての人たちが“ご近所の医療介護事業者”をしっかりと理解し使いこなすこそが求められていると考えます。各施設のさらなる連携により施設の持つ機能の理解は深まります。

地域包括ケアの最小単位は中学校区といわれます。文字通り中学校区は顔の見える連携が可能な大きさです。利用者さん一人ひとりに最適な医療介護サービスを瞬時に提供できるシステム構築のため、地域のさらなる多施設連携進化をお願いし、発刊の挨拶とさせていただきます。

平成31年3月

公益社団法人 群馬県医師会

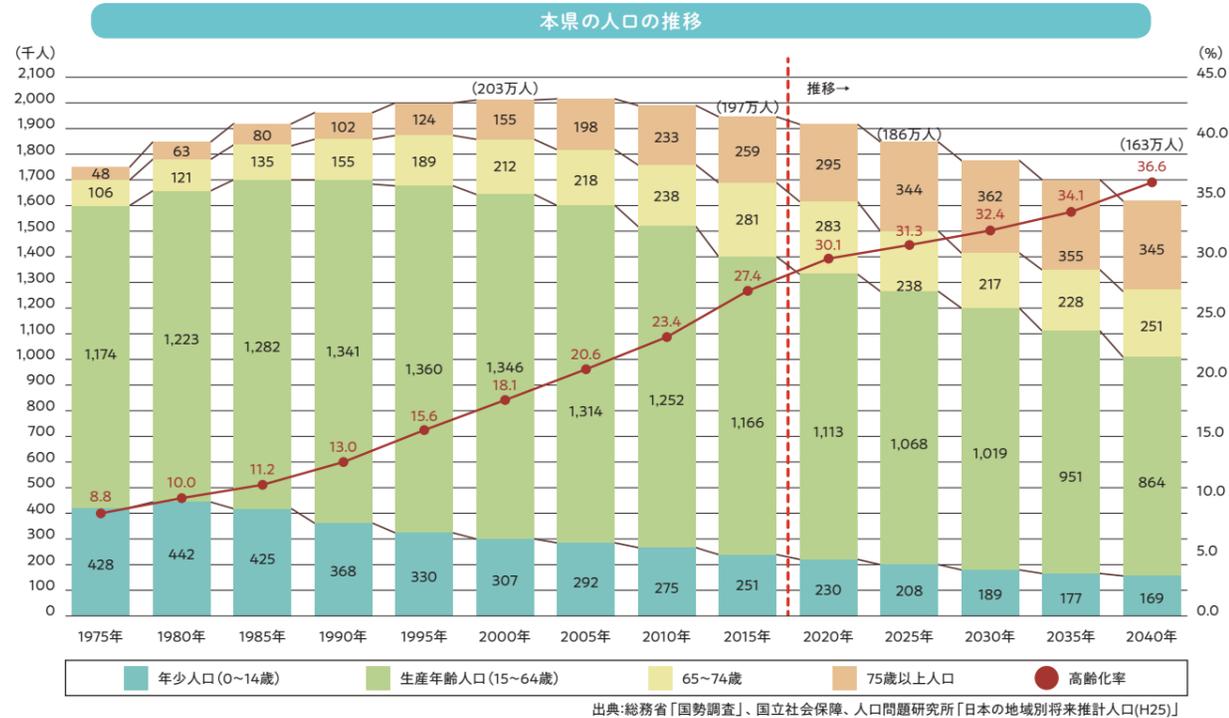
会長 須藤 英仁



高齢者を取り巻く状況

本県の65歳以上の人口は、県統計課「年齢別人口統計調査(平成30年)」によると、56.8万人、高齢化率(総人口に占める65歳以上の高齢者数の割合)は29.4%となっていますが、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計(平成25年)」によると、2025年には58.2万人、高齢化率は31.3%になり、約3人に1人が高齢者になることが推計されています。

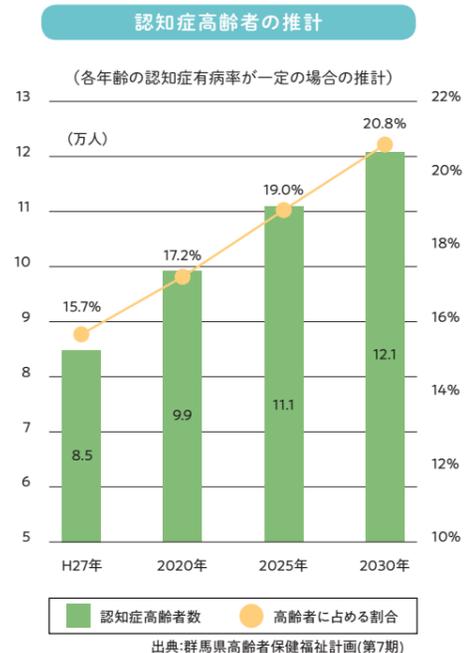
特に、団塊の世代全てが75歳以上となる2025年には、75歳以上の人口が34.4万人になると推計されており、これに伴い、要介護認定者や認知症高齢者が増加することから、医療・介護や生活支援の需要がさらに高まると見込まれています。



出典:総務省「国勢調査」、国立社会保障、人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(H25)」



出典:群馬県高齢者保健福祉計画(第7期)



出典:群馬県高齢者保健福祉計画(第7期)

住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けられるように

～オール群馬で進める地域包括ケアシステム～

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の5つのサービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムを構築することが重要です。

また、今後、この考え方を深化させ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会」を実現していく必要があります。

こうしたことから、誰もが「群馬で生まれ、暮らし、老後を過ごせて良かった」と実感できるよう、行政、保健・医療・福祉・介護等の関係機関・団体が連携し、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組をオール群馬で進めています。

地域包括ケアシステム構築のための主な取組

1 医療と介護の連携

在宅療養を希望する方が、その状態に応じた療養生活を送れるよう、在宅医療の基盤整備を進めるとともに、多職種協働により関係者相互の連携体制を推進します。

2 介護予防の推進

リハビリテーション専門職等を生かした、地域リハビリテーションの推進、住民主体の通いの場の充実、高齢者の社会参加などを推進します。

3 認知症施策の推進

認知症の早期診断・早期対応を行うとともに、認知症になっても可能な限り住み慣れた地域で尊厳を保ちながら安心して暮らし続けることができるよう、正しい知識の普及や相談体制の充実、適切な医療の提供、本人や家族への支援等、総合的な認知症施策を推進します。

4 生活支援サービスの充実

在宅生活を継続するための日常生活支援サービスを充実させていくため、市町村における行政、地縁組織、ボランティア、NPO法人、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体による重層的な生活支援サービス体制整備の取組を支援します。

5 地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアシステムにおいて中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化のため、職員の資質向上や地域ケア会議等の充実に係る取組を推進します。

6 医療・介護サービスの体制整備

患者の医療需要に応じた適切な医療機能を提供できるよう、不足が見込まれる回復期病床への転換を促進し、それぞれの地域でバランスのとれた病床整備を推進します。また、重度の要介護状態や一人暮らし高齢者世帯、あるいは認知症等の状態になっても、住み慣れた地域で継続して日常生活を営むことができるよう、居宅サービスや地域密着型サービスの提供体制を推進するとともに、在宅での生活が困難な緊急性の高い要介護高齢者等に対する介護保険施設の整備など、多様な福祉・介護サービス基盤の整備を計画的に推進します。

7 地域共生社会の実現

要介護者等や世帯が抱える課題は、複雑化・複合化しており、要介護者等の生活全般にわたる課題を解決するため、地域福祉や障がい福祉施策との連携や、医療・介護等の専門職及び地域住民との連携を図ります。

● 地域包括ケアシステムの「植木鉢」



出典:地域包括ケア研究会「地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業報告書」

も く じ

あいさつ…………… 01
 高齢者を取り巻く状況… 02

医療

- かかりつけ医や地域の病院など
- 歯科診療所・薬局

医師〔群馬県医師会〕…………… 06
 歯科医師〔群馬県歯科医師会〕… 08
 薬剤師〔群馬県薬剤師会〕…………… 10
 看護職〔群馬県看護協会〕…………… 12
 管理栄養士・栄養士〔群馬県栄養士会〕… 14
 歯科衛生士〔群馬県歯科衛生士会〕… 16

病気になったら…

医療機関に通院・入院をして治療。通えないときは、自宅で必要に応じた医療や看護を受けます。



介護

- 通所系・訪問系・地域密着型サービスなど
- 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設などの施設サービス



介護が必要になったら…

通所介護や訪問介護などを活用して自宅などで生活します。また、状態によっては施設を利用します。

理学療法士〔群馬県理学療法士協会〕… 18
 作業療法士〔群馬県作業療法士会〕… 20
 言語聴覚士〔群馬県言語聴覚士会〕… 22
 介護福祉士〔群馬県介護福祉士会〕… 24
 ホームヘルパー〔群馬県ホームヘルパー協議会〕… 26
 介護老人保健施設〔群馬県老人保健施設協会〕… 28

高齢者の住まい・介護施設

〔群馬県老人福祉施設協議会〕…………… 30

住まい

- 自宅
- サービス付き高齢者向け住宅など

「地域包括ケアシステム」の基本。高齢者が「どのような暮らしをしたいか」が大切です。

生活支援 介護予防

- 自治会、NPO法人、老人クラブなどの住民主体の活動



いつまでも元気に暮らすために…

地域住民の交流などにより、介護予防や見守り、助け合いが生まれます。

地域包括 支援センター 介護支援専門員

相談業務やサービスのコーディネートを行います。



介護支援専門員〔群馬県介護支援専門員協会〕…………… 32
 地域包括支援センター〔群馬県地域包括・在宅介護支援センター協議会〕… 34
 医療ソーシャルワーカー〔群馬県医療ソーシャルワーカー協会〕…………… 36
 社会福祉士〔群馬県社会福祉士会〕…………… 38
 精神保健福祉士〔群馬県精神保健福祉士会〕…………… 40
 民生委員・児童委員〔群馬県民生委員児童委員協議会〕…………… 42
 社会福祉協議会〔群馬県社会福祉協議会〕…………… 44

医師が担う様々な医療

外来医療

医療機関で受付をして、診察、検査、注射、処置、処方などを受け、会計を行うというのが外来診療です。また、夜間や休日に休日夜間診療所等で受ける、急を要する診療や救急車で搬送された重症な患者さんに対し病院で行う救急外来診療もその一つです。

フリーアクセス

日本の医療は、だれでも、いつでも、どこでも自由に医療機関を受診できる「フリーアクセス」が一つの特徴です。しかし、この制度が患者さんの大病院志向や安易な（コンビニ）受診などを引き起こし、病院に勤務する医師が外来や救急の対応に追われ、長時間勤務を余儀なくされているといわれています。適正な受診をお願いいたします。

全人的医療

病気だけではなく、身体・心理・社会的立場などあらゆる視点から捉え、一人ひとりに適した医療を実践することで、厚生労働省は、大病院と中小病院・診療所における外来医療を、高度な医療を必要とする患者さんへの「専門的な診療」と生活習慣病など慢性疾患を抱える患者さんへの「全人的かつ継続的な診療」の2つに分けて機能分化を進め、連携していくことを目指しています。

在宅医療

患者さんの自宅などで受ける医療のことで、医師が患者さんの自宅などに出向いて行う診療が「往診」や「訪問診療」です。

・往診

医師が患者さんの急変等で呼ばれたり、診療上必要があると判断した時、予定外に患者さんの自宅などに赴いて行う診療が「往診」です。

・訪問診療

在宅医療を行う患者さんで、疾病や傷病のため通院が困難な方に対し、医師があらかじめ診療の計画を立て、患者さんの同意を得て、定期的（例えば1月に1回あるいは2週間に1回など）患者さんの自宅などに赴いて行うのが「訪問診療」です。

かかりつけ医

日本医師会では「健康に関することを何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介してくれる身近にいて頼りになる医師のこゝ」を「かかりつけ医」と呼んでいます。いざという時に困らないためにも、健康診断などに行く機会を利用して、自宅や職場の近くに「かかりつけ医」を見つけておきましょう。



入院医療

・急性期病院

急性期入院医療を提供する機能を持ちます。「急性期」とは病気が発症し急激に健康が失われた状態をいい、発症後おおよそ14日以内が急性期の目安とされています。すなわち、急性疾患又は重症患者の治療を24時間体制で行う病院のことを指します。

・回復期病院

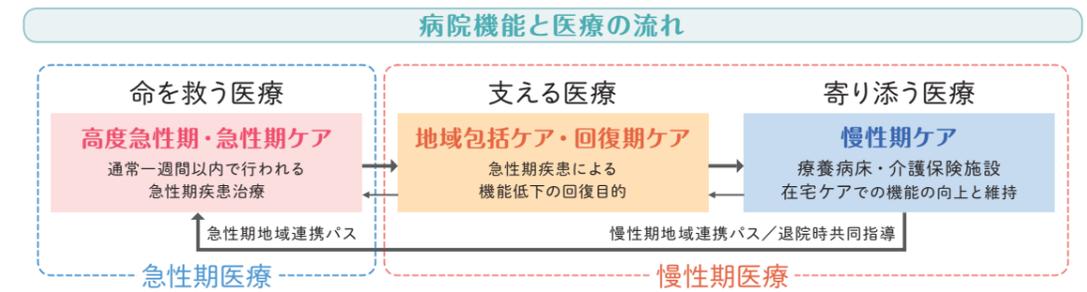
集中的なリハビリの提供や自宅等への退院支援機能を持ちます。「回復期」とは脳血管疾患や、骨折、その他の病気に罹り、急性期治療を終えて症状が安定し始めた状態をいいます。回復期リハビリテーション病棟や地域包括ケア病棟がその役割を担います。

・慢性期病院

長期療養を要する患者さんへの入院医療を提供する機能を持ちます。「慢性期」の医療を提供する病院は、病気の治療を継続し、リハビリテーションによる自立支援をする場です。高齢者が暮らす生活空間とは違うので、この切り分け（機能分化）から『介護医療院（30ページで紹介しています。）』が誕生しました。

病院の機能分化と連携

地域医療を支えるために、病院は機能分化・連携し、それぞれのステージにおける医療の提供を目指しています。



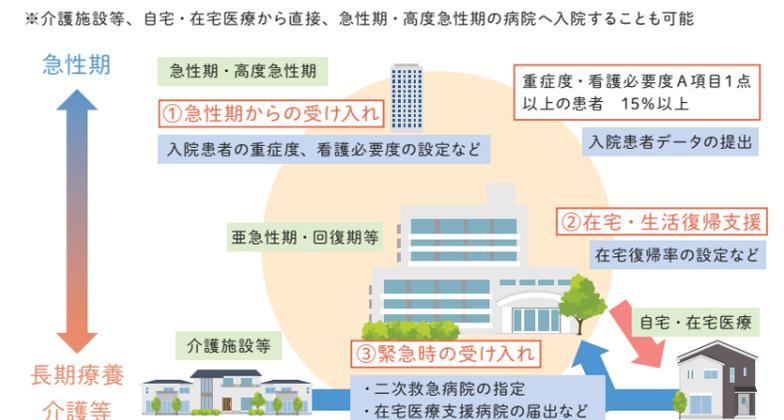
地域医療を支えるために

- ステージに応じたケアを提供する!
- 地域における施設間・職種間で連携を強化!
- チーム医療の一員として、専門職としての役割を果たす!

地域包括ケア病棟

地域包括ケアシステムを視野に入れた地域包括ケア病棟は、急性期病院からの「ポストアキュート機能」、介護施設や自宅からの「サブアキュート機能」と在宅医療に向けた「在宅・生活復帰支援機能」を担います。

地域包括ケア病棟の主な役割



profile

公益社団法人 群馬県医師会 住所:群馬県前橋市千代田町1-7-4 TEL:027-231-5311 FAX:027-231-7667
E-mail: gmoffice@mail.gunma.med.or.jp HP: http://www.gunma.med.or.jp



「かかりつけ歯科医」とともに 健口(健康)長寿を!

歯科医師はどのような仕事しているの?

- むし歯や歯ぐきの病気の予防・治療・失った機能の回復
- 歯だけでなく、あごの関節が痛んだり、開きにくくなったりする顎関節症という病気の治療
- 歯並びをなおす治療
- 歯科医師が健診を行い、また、そのとき行われる歯科保健指導
- 休日急患事業 地域の歯科医師会が休日の歯科診療を行います。
- 歯科訪問診療 患者さんの自宅や老人ホーム、歯科のない病院などに歯科医師が出向いて治療することができます。
- 啓発事業 みなさんにお口のことを分かってもらうために春と秋に群馬県歯科保健大会県民公開講座を実施しています。
- 教育・研究機関で新しい歯科治療法、治療材料、病気の解明などの研究
- 役所で働く歯科医師 平成23年8月10日に「歯科口腔保健に関する法律」が制定されました。
- 病院の歯科医師 一般の開業医では扱いにくい抜歯やその他のお口に関わる病気、例えばがん等の治療等を行います。
- 障がい者歯科事業 群馬県障がい者歯科センターを開設しています。
- 警察歯科医 身元不明のご遺体の歯や口の中の状態で本人の確認などを行います。

かかりつけ歯科医の役割

1 お口の健康

幼児期・学齢期・成人期・高齢期のすべての年代の方が、楽しく安全に食事をするためには、お口の健康が大切です。

2 全身の健康はお口の健康から

むし歯や歯周病が悪化すると、よく噛めないために胃腸障害や栄養障害も起こりやすくなります。また、歯周病は糖尿病などの全身疾患や喫煙、食生活などの生活習慣病と大きく関わりがあります。

3 かかりつけ歯科医

かかりつけ歯科医は、日頃から、あなたのお口と全身の健康をサポートし、あなたに合った正しい歯・お口のお手入れの仕方や悩み、疑問に対してアドバイスをします。また、専門的な口腔ケアを行います。

4 在宅ケア

かかりつけ歯科医は、あなたが通院が難しくなりケアが必要になったときにも、在宅での歯科治療や口腔ケアができるよう、常に準備しています。

オーラルフレイルとは?

「オーラルフレイル」という言葉をご存知ですか?

「オーラルフレイル」は、滑舌低下、食べこぼし、わずかなむせ、噛めない食品が増えるなどのささいな口腔機能の低下から始まります。早めに気づき、対応することが大切です。これからの様々なお口の衰えは、身体の衰え(フレイル)と大きく関わっています。

ご存知ですか?歯周病が及ぼす全身との関わり

歯周病は、むし歯と並ぶ歯科の2大疾患のひとつで、歯肉の腫脹や疼痛、歯を支える骨(歯槽骨)の破壊が起こる慢性の炎症性疾患です。最終的には歯が抜けてしまうため、食事や会話などの日常生活に大きな支障をきたします。軽度のもも含めると、成人の約70~80%の人が歯周病に罹患していると言われています。

近年、歯周病が糖尿病や誤嚥性肺炎などの原因となることが明らかになり、歯周病が単に口の中だけでなく、全身の健康を脅かす病気であることが分かってきました。気道や血管を介して肺や心臓に入り込んだ歯周病原細菌が肺炎や心疾患の原因となったり、歯周病によって誘導されたTNF- α などの炎症性サイトカインが糖尿病や早産を誘発することが、多くの疫学調査や基礎研究から明らかになってきました。また、歯周病は、骨粗しょう症などの全身疾患や喫煙習慣、ストレス、食生活などの生活習慣と大きく関わりがあります。

在宅療養者の食べることを支える地域医療連携

「食べること」は、私たちの生活における楽しみや喜びの源であり、生きる力の元ともなります。しかし一部の高齢者には、自分の歯や入れ歯があっても、かむこと・飲み込むことがうまくいかない「摂食・嚥下障害」のある方が多くいます。摂食・嚥下障害は、脳卒中の後遺症や加齢に伴う場合が多く、在宅歯科医療の現場で、患者さんやご家族から「口から食べられない」ことに関する相談を受ける機会が増えています。摂食・嚥下障害は、食べ物を口に取り込み、かみ砕き、飲み込むという一連の機能の障がいであるため、かかりつけ歯科医のみならず、かかりつけ医など他の医療関係者や福祉介護関係など多くの職業の方々協働して診療を行っています。



- 在宅医療・多職種協働の研修会を毎年実施しています。
- 年1回介護施設勤務者を対象に、口腔ケアワーカー講習会を実施しています。
- 在宅歯科医療連携室を設置しています。

●お口の機能チェックをしてみましょう!

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 固いものが食べにくいですか | <input type="checkbox"/> 食事にかかる時間は長くなりましたか |
| <input type="checkbox"/> 食事が楽しく思えないことがありますか | <input type="checkbox"/> 薄味が分かりにくくなりましたか |
| <input type="checkbox"/> お茶や汁物などでむせることがありますか | <input type="checkbox"/> 食事中に食べこぼしがありますか |
| <input type="checkbox"/> 口の渇きが気になることがありますか | <input type="checkbox"/> 食後に口の中に食べ物が残りやすいですか |
| <input type="checkbox"/> 薬が飲み込みにくくなりましたか | <input type="checkbox"/> 自分の歯又は入れ歯で左右の奥歯をしっかりかみしめられますか |
| <input type="checkbox"/> 話すときに舌がひっかかりませんか | |
| <input type="checkbox"/> 口臭が気になりますか | |

一つでもチェックのあった方は、お口の機能低下が疑われます。チェックがついた項目の改善方法は、かかりつけ歯科医と相談しましょう。

特定健診・特定保健指導について

平成30年4月より、特定健診の項目に、歯科口腔に関する内容が盛り込まれました。

これに伴い、歯科医院でも口腔の健康のための特定保健指導が可能となります。

お口の健康は、全身の健康につながります。

是非、かかりつけ歯科医をもちましょう。

profile

公益社団法人 群馬県歯科医師会 住所:群馬県前橋市大友町1-5-17 TEL:027-252-0391 FAX:027-253-6407
E-mail: gunsi@xp.wind.jp HP: https://www.gunshi.jp/

薬剤師とは？

薬剤師は どこで何を しているの？

薬の開発や製造、流通等、薬品に関するすべての場所が薬剤師の仕事場です。

患者さんが安全に医療用医薬品を服用できるよう、処方せんに基づいて調剤し、使用方法や使用上の注意点、飲み合わせや副作用などについて詳しく説明します。また、一般用医薬品（OTC薬）や健康食品、医療用具などの説明、指導、販売を通じて、地域の皆様の健康を支えます。



「かかりつけ薬剤師・薬局」は、あなたの健康をサポートします！

かかりつけ薬剤師、薬局を決めておくと、あなたが使用している処方薬や市販薬・サプリメントなどの情報を一元的に管理することで、重複や飲み合わせのほか、薬が効いているか、副作用がないかなどをチェックできます。またアレルギーなどのチェックもできて安心してお薬を服用できます。



自分の健康は 自分で守る 「セルフメディケーション」

自分で「健康管理」することをセルフメディケーションと言います。

薬局では、一般用医薬品や健康食品の正しい選び方や服用法、医療用具のご紹介と使用方法説明などセルフメディケーション推進をサポートします。また、病気の重症化を防ぐため、必要に応じて適切な医療機関受診をお勧めします。



地域包括 支援

薬局は、健康や医療・介護の身近な相談場所として、地域包括ケアをサポートします。また、医師・歯科医師・訪問看護師・ケアマネジャーなど多職種との連携により在宅医療への参加、地域の健康イベントなどに参加するなど、薬局から飛び出して、地域住民の皆様への積極的な健康サポートを目指しています。



群馬県薬剤師会 独自の取り組み

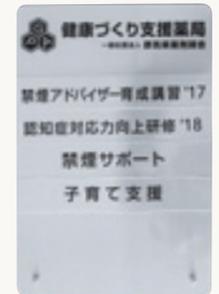
健康づくり支援薬局

群馬県薬剤師会では、県民の皆様の健康や介護全般について相談できる薬局を目指し各種研修会を行っています。

群馬県薬剤師会のホームページに薬局名を公表し、積極的に相談に応じる薬局は群馬県薬剤師会より「健康づくり支援薬局」として認定、プレートを薬局内に掲示しています。

下記に示したものはその一部になります。

これからも引き続き研修会を計画しています。健康、介護についてご相談のある方は、まず、このプレートがある薬局にお気軽にご相談ください。



- 禁煙サポート：禁煙支援と、禁煙補助薬をご説明いたします。
- 認知症対応力：ご自身やご家族等で不安のある方、ご相談ください。
- 子育て支援：「こどもお薬手帳」の活用法をご説明いたします。
- その他、ご自宅に訪問しての服薬援助や、ご自宅で余った医療用薬品やサプリメント等の調整も行っております。



ご自宅で余っている医薬品等をこの「残薬バック」に入れて薬局にご持参ください。

薬剤師が専門的な立場から、お薬をチェックし、調整します。

「残薬バック」は群馬県薬剤師会会員の薬局において無料で配布しています。

がんとともに生きる

がんの治療では、がんの種類ごとに多くの治療法があります。薬剤師は、抗がん薬を始める際、適切な薬が選ばれているか、吐き気などの副作用を軽くする対応はできているかなどを確認し、患者さんが安心、安全に治療を受けられるようにしています。また、病気に伴う痛みやつらさに対してもそばに寄り添い、相談を受け、苦痛を和らげるようサポートしています。患者さんや家族から頼りにされる「かかりつけ薬剤師」を目指しています。

profile

一般社団法人 群馬県薬剤師会 住所：群馬県前橋市西片貝町5-18-36 TEL：027-223-7736 FAX：027-223-5308
E-mail：jimu@gunyak.or.jp HP：http://www.gunyak.or.jp/

保健師・助産師・看護師・准看護師は どんな仕事をしているの？

看護職は、保健師・助産師・看護師・准看護師の免許を持って、病院や地域などみなさんの身近なところで、その人がその人らしく生きることを医療と生活の両面から支えます。患者さんや住民の方からいただく「ありがとう」の言葉は看護職にとって大きな力になっています。

保健師  **～健康を守るため、行政で病院で企業で保健指導～**
保健師は、人々が健康な生活を送れるように保健活動を行います。保健センターなどで乳幼児健診・母親学級、生活習慣病予防対策や各種検診を行うなど、地域住民の健康づくりが主な仕事です。自宅療養者の家庭訪問を行ったり、介護予防にも取り組みます。

助産師  **～出産はもちろん、女性の健康をトータルサポート～**
出産の介助はもちろん、出産にいたるまでの妊産婦への保健指導やアドバイス、産後の母子のケアまで担っています。また、思春期、更年期の相談など、女性の健康について生涯を通じて関わる仕事をしています。病院や診療所に勤務する以外に、自ら助産所の開業もしています。

看護師  **～保健、医療、福祉等、活躍の場が拡大中～**
病院や診療所などで、病気やけがで療養中の患者さんの世話や、診療の補助を行います。最近では、社会環境の変化に伴い、医療機関をはじめ、訪問看護ステーションや介護老人保健施設、福祉関連施設など、活躍の場は多岐にわたっています。"人を見る"という看護師独自の視点で観察や判断をし、患者さんの生命と生活を支えています。

准看護師  都道府県知事免許により、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、患者・利用者の安楽に配慮し、安全に診療の補助と療養上の世話をします。

生きるを、ともに、つくる
私たちは、人の体と
心ぜんぶを支える仕事をしています！

いのち・暮らし・尊厳を守り支えます ～赤ちゃんから高齢者まで健康なときも病気のときも支えます～

1 健やかに生まれ育つよう支援します

保健所・病院・助産院などで、妊婦さんの健康管理や出産を介助し、子育ての支援もしています。母親学級、赤ちゃん訪問、育児相談などを行います。不安なことはご相談ください。



3 病気やけがで医療が必要になったときも支えます

病院・診療所等で、治療が必要になった場合は、専門的な知識・技術をもって、24時間交代で看護します。



2 健康に暮らし続けられるようご相談に応じます

保健センターや保健所などで、地域住民を対象に、予防活動や健康保持・増進を支援します。学校や職場の健康管理室で、健康指導や健康不安の相談に応じます。

4 医療施設と住み慣れた地域をつなぎます

住み慣れた地域で、病気や障がいがあっても安心して暮らせるように支援します。また、家庭を訪問してケアを提供し、利用者と家族を支えます。



群馬県看護協会では、地域の方々へ向けて次のような事業を実施しています。是非ご利用ください。

まちな保健室

学校の保健室のように、誰でも気軽にお立ち寄りください。



出前講座

「命の大切さ」や「看護の役割」についてのお話しや体験する機会を提供します。

災害支援ナースの育成と災害派遣

災害が起きた時には、発災直後から、人々の生命や暮らしを守るために活動を開始します。



看護フェスタ

県内看護職が力を合わせて「看護の日」をアピールするイベントです。



ふれあい看護体験

夏休み期間を中心に県内各地の病院で、1日看護体験を行います。

profile

公益社団法人 群馬県看護協会 住所：群馬県前橋市上泉町1858-7 TEL：027-269-5565 FAX：027-269-8601
E-mail：info@gunma-kango.jp HP：http://www.gunma-kango.jp/

管理栄養士・栄養士とは？

栄養の専門職である管理栄養士と栄養士は、どのような仕事をしているのかご存知でしょうか？
「管理栄養士」は、病気を患っている方や高齢で食事が摂りにくくなっている方、健康な方、そしてスポーツ選手などを対象に、一人ひとりの状況に合わせて栄養管理を行う仕事です。
一方、「栄養士」は、主に健康な方を対象として、栄養指導や給食の献立管理などを行います。

ここに行けば、管理栄養士・栄養士に会えます！

「食べることは生きること。」

みなさんの身近なところで、多くの管理栄養士・栄養士が食事や栄養についてアドバイスしたり、食事の提供や栄養状態の管理をするなど、みなさんの健康をサポートしています。

医療の現場



医療機関（病院や診療所）で「栄養」で治療に貢献

福祉の現場



老人福祉施設・介護保険施設・児童福祉施設で栄養指導や給食の提供

社員・学生食堂の現場



働く人、学ぶ人の食事の提供と健康づくりのサポート

学校給食の現場



成長期の子どもたちへ栄養の知識と給食の提供や食育の推進

行政の現場



都道府県や市町村、保健所などで栄養施策や健康増進対策を推進

研究・教育機関の現場



国や大学、企業などで栄養・食の研究や未来の人材を育成

スポーツの現場



競技力向上や体力維持増進のための栄養サポート

地域活動の現場



地域に密着して、栄養・食生活の課題や健康問題の解決に貢献



「食べること」を支えます！

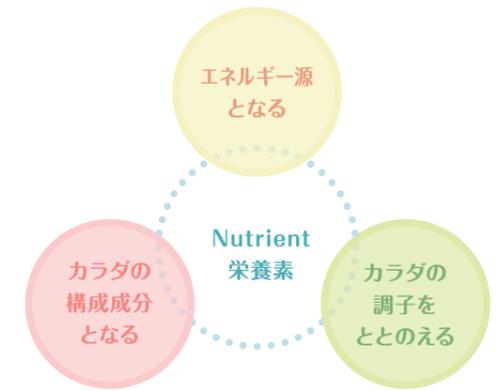
～そもそも栄養ってなに？～

「栄養」というと「ビタミン」や「カルシウム」などといった成分が思い浮かぶかも知れませんが、じつは、「ビタミン」「カルシウム」は「栄養素」といい、「栄養」そのものではありません。

1 一言で表すのは難しいけれど… 「栄養」は食べて生命を維持する活動そのもの

「栄養」は、私たちが「食べる」ことを通じて、必要な「栄養素」を体内に取り込み、エネルギーをつくって使ったり、カラダをつくったりして、生命を維持する活動です。

私たちが生きるといことは、食べて栄養素をとり、カラダを維持していくことです。



2 食事は「栄養素」のためだけのもの？

「栄養」活動には「食べる」ことが不可欠。ただし、栄養素の摂取のみを目的に食事をしていません。なぜなら、食事を「栄養素」として食べているわけではないからです。

食事は、空腹感を癒やし、料理を味わい楽しむものです。その結果として食物から栄養素を摂取します。食事を楽しむこと自体が「栄養」活動です。

3 生命活動を支える「栄養素」

「栄養素」は生きていくために、上記のような働きをしています。「たんぱく質」「脂質」「炭水化物」「ビタミン」「ミネラル」は五大栄養素といい、カラダにとって大きな役割を果たしています。

あなたのカラダを正しくつくる「栄養習慣」を身につけて実践する

困ったら、管理栄養士・栄養士に聞いてみよう習慣

身近な地域で働いている管理栄養士・栄養士は、正しい栄養習慣のノウハウもっています。一人ひとりの生活の状況や健康状態などに合わせて、アドバイスをします。

管理栄養士・栄養士というと堅い印象があるかも知れませんが、そんなことはありません。困ったら、気軽に相談して、効率の良い「栄養習慣」を一緒に身につけて実践してみませんか。



profile

公益社団法人 群馬県栄養士会 住所: 群馬県前橋市千代田町1-7-4 群馬メディカルセンター5階
TEL: 027-232-2913 FAX: 027-232-2944
HP: <http://www.gunma-eiyou.jp/>

歯科衛生士 (Dental Hygienist) とは

歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図ることを目的として、人々の歯・口腔の健康づくりをサポートする国家資格の専門職です。

どんなところで働いているの？

歯科衛生士の活動の場は、歯科診療所や病院が中心ですが、生涯を通じて歯の健康づくりや口腔ケアを支援するため、保育所・幼稚園、学校、保健所・市町村保健センター、企業、そして介護老人保健施設、居宅など、地域にも大きく広がっています。

どんな仕事をするの？ (三大業務)

歯科診療補助

歯科医師の指示の下で、医療行為のサポートをします。歯科診療補助の範囲は多岐にわたり、歯科診療を円滑に行うために大切な役割を果たしています。信頼関係に基づく心優しい歯科医療を行えるよう歯科医師と患者さんとのコミュニケーションに配慮しています。



歯科予防処置

歯を失う原因のほとんどは「むし歯」と「歯周病」であると言われています。これらの疾患を予防するために、歯垢や歯石といった口の中の汚れを機器や薬剤を使用し、専門的な口腔清掃をします。また、むし歯予防のためのフッ素という薬の塗布をします。



歯科保健指導

むし歯や歯周病にならないためにまず大切なことは日ごろの歯みがきです。歯ブラシを歯に当てる角度や動かし方、力の入れ方といった、正しい歯みがきの仕方を身につけてもらい、さらに効果的な補助道具の選択や指導をします。口の健康を保つためには、歯みがきだけでなく生活習慣や食事のとり方、食べ方や噛み方なども重要なので、それらの改善指導も行います。



お口の健康づくりは全身の健康づくりにつながります。
 歯科衛生士はみなさんの「食べる 話す 笑う 歌う
 元気なお口!」を守ります。



生涯にわたる歯と口の健康づくり



妊産婦

妊娠による身体的変化や生活習慣の変化により口腔内の疾患にかかりやすいことから、自分自身の口腔の健康と胎児の歯や口腔の発育について認識してもらい、歯と口の健康づくりを支援します。



乳幼児

むし歯は生活習慣病の一つであることから正しい歯みがき習慣、食生活習慣が身に付くよう保護者や子供自身に分かりやすく伝えます。口の機能が正常に発達するよう食べ方、食べさせ方指導も行います。



学齢期

乳歯から永久歯への交換時期にむし歯や歯肉炎にかからないよう、口への関心を高めてもらい歯と口の健康づくりを児童生徒自身が行動、実践できるように支援します。



成人期

歯周病は予防でき早期であれば治すこともできることから、家庭での効果的な歯みがき方法を本人のリスクに合わせて一緒に考え指導し、歯科医院での専門的口腔清掃 (PMTc) で口の健康を守ります。歯周病は全身疾患とも密接に関わることから、その知識の普及と予防方法の指導をします。



高齢者

加齢と共に歯肉が下がり歯の根元のむし歯にかかりやすくなるため、正しい口腔清掃方法を指導します。口が乾燥したり、噛みづらい、飲み込みづらい、むせやすいといった口の機能の衰えに早く気づき対処してもらえるよう指導します。



障がい者

自分自身でできる効果的な口腔清掃方法を一緒に考え実施できるよう指導します。介助者にも介助みがきができるよう指導します。安全で安楽な口腔ケアを提供します。誤嚥や窒息予防の食事の姿勢や食べ方、食べさせ方の指導もします。



要介護高齢者

口から食べていても食べられなくなっても口腔清掃は必要です。特にうがいができないとか寝たきりになった場合、口の中が不潔になり誤嚥性肺炎にかかるリスクが増します。安心、安全な介助みがきの方法を指導し、口腔内の保湿方法や機能保持の訓練方法など指導します。



災害時

避難住民への口腔ケアの方法や誤嚥性肺炎予防等の指導をします。



profile

特定非営利活動法人 群馬県歯科衛生士会 住所:群馬県前橋市大友町1-5-17 群馬県歯科医師会館3階
 TEL: 027-253-3368 FAX: 027-253-3368
 E-mail: gdha.1967@dan.wind.ne.jp HP: http://gunma-dha.or.jp/

理学療法士とは？

理学療法士：Physical Therapist (PT)

理学療法は運動療法や徒手療法、物理療法（熱、光、電気など）を用いて、失われた身体の機能を回復させる治療方法です。理学療法士は、病気やけがの回復を促し、社会や日常生活に戻るまでを支援する役割を担います。さらに、生き甲斐やその人らしさをサポートする自立支援、生活支援、健康増進、介護予防などの分野や教育や研究など、様々な場面で活躍しています。

何をするの？

●基本動作能力の改善を行います。

障がいによって困難になった「起き上がり」「立つ」「歩く」などの日常生活に不可欠な基本動作の改善を目指します。

●運動療法により、正しい動きの学習と指導を行います。

腰痛体操、転倒予防など、筋力と柔軟性、バランス能力の改善を目的に運動療法を行います。

●痛みや麻痺の回復に物理療法を行います。

「鎮痛効果」「麻痺の回復」などを目的に、マッサージや温熱・寒冷・電気療法などの物理療法を行います。

●個々の身体機能や痛みの評価・分析を行い、最適な理学療法プログラムを作成し、実施します。

関節可動域検査、徒手筋力検査、動作分析などを用いて身体機能や痛みの評価と分析を行います。そこから、問題点を抽出して、医師の指示に基づいて最適な理学療法プログラムを作成し、実施します。

●自立した生活のサポートを行います。

地域やご自宅において、生き甲斐のある生活が送れるように、住宅改修や福祉機器（用具）の効果的な使い方を分かりやすく、アドバイスし、社会への参加をサポートします。



どこにいるの？

病院、診療所、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、老人保健施設、行政機関、障害者福祉センター、障害児（者）通所・入園施設、特別支援学級・学校、障がい者スポーツ、スポーツ障害予防、大学、大学院、理学療法関連企業 など

理学療法士は地域でこのような活動を行っています。

理学療法フェスタinぐんま

7月17日は「理学療法の日」です。この日を挟んだ1週間を「理学療法週間」としています。この「理学療法週間」では全国各地で理学療法体験や相談会、健康教室などのたくさんのイベントが開催されています。群馬県では、群馬県理学療法士協会が、毎年、「理学療法フェスタinぐんま」を開催しております。



公開講座（介護技術研修）



介護予防事業



リレー・フォー・ライフ

理学療法士協会・作業療法士会・言語聴覚士会の連携活動（その1）

群馬県の地域包括ケアシステムを中心に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、リハビリテーション専門職として連携して活動しています。このコーナーは、上記3職が連携して行っている内容が記載されています。

1. どうやったらリハビリテーション専門職からリハビリを受けられますか？

医療機関において病気やけがの診断を受けた後、医師からの処方によりリハビリテーション（理学療法、作業療法、言語聴覚療法）を受けられます。病院に入院して受けるリハビリや外来リハビリ、自宅へリハビリ専門職が訪問する方法があります。また、介護保険の認定を受けている方には、ケアマネジャーがプランを立て、その計画に沿って、デイサービス（通所介護）やデイケア（通所リハビリテーション）、訪問リハビリテーション等のリハビリテーションサービスを受けることができます。

2. 介護予防

介護予防とは、高齢者の方が介護を必要としないように予防すること、介護状態の軽減もしくは悪化を防止すること、にあります。このために、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランス良く働きかけることが重要であるとされています。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、各職の専門性を活かしながら、地域での集いの場（サロンなど）や生活の場に直接出向き、運動、生活機能、摂食嚥下、栄養等の観点から介護予防を進めています。このための研修も理学療法士、作業療法士、言語聴覚士で行われています。

profile

一般社団法人 群馬県理学療法士協会

住所：群馬県前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル6F
TEL：027-254-3237
FAX：027-212-2100
E-mail：jimu-gpt@purple.plata.or.jp
HP：http://gunma-pt.com/



作業療法士とは？

作業療法士：Occupational Therapist (OT)

リハビリテーションの専門職です。作業療法はその方のニーズ把握を行い、生活行為ができない困っている理由を分析した上で、その人らしい自立した生活を目指し支援します。また、本人の能力の改善だけにとらわれず、その人を取り巻く環境の調整や整備、ご家族の相談など、包括的な支援を得意としています。

私たち人間の生活は、身の周りの動作だけでなく、趣味、生きがい、社会参加など、その人にとって「意味のある、したい作業」を日々の生活で続けることで、元気で充実した生活を送ることができています。作業療法士はそうしたことの実現が支援できます。



どこにいるの？

- 病院、クリニック、訪問看護ステーション
- 障がい者施設、児童福祉施設
- 介護老人保健施設、デイサービスセンター
- 市役所、地域包括支援センター
- 就労支援事業所施設、ハローワーク
- 特別支援学校 等

何をしてくれるの？

作業療法は「こころとからだのリハビリテーション」です。

病気やけがなど様々なことが原因で困難になってしまった基本的な運動能力から、社会に適應する能力まで、その維持、改善を支援し、「その人らしい」生活の獲得を支援します。

- 運動や感覚・知覚、心肺や精神・認知など、心身機能に対するリハビリテーション
- 食事やトイレ、家事など、日常で必要となる動作のリハビリテーション
- 地域活動への参加、就労・就学へのリハビリテーション

群馬県の作業療法士は地域でこのような活動を行っています。

- 各地域で取り組まれている健康サロンへの作業療法士派遣事業
- 特別支援学校へのアドバイスと参加
- 地域ケア会議への参加
- 住民向けのイベント開催と参加
- 高校生一日作業療法体験事業
- 認知症ケア研修会開催 等



理学療法士協会・作業療法士会・言語聴覚士会の連携活動(その2)

群馬県の地域包括ケアシステムを中心に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、リハビリテーション専門職として連携して活動しています。このコーナーは、上記3職が連携して行っている内容が記載されています。

3. 地域ケア会議

地域ケア会議は、多職種の専門職の協働で、高齢者の方に対する支援の充実を図り、高齢者の方を支援する社会基盤の整備を進めていくものです。これらは市町村や地域包括支援センターで開催されます。厚生労働省からは、積極的な開催が働きかけられています。特に介護予防同様に、地域ケア会議にも、リハビリテーション専門職の関わりが期待されており、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の研修を行っています。地域ケア会議には、多くの理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が参加し、高齢者の方の支援に寄与しています。

4. 認知症へのリハビリテーションにも力を入れています。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、認知症のひとへのリハビリテーションの専門家でもあります。病院などの入院機関はもちろん、介護老人保健施設、デイサービス、デイケアなどでも、私たち専門スタッフが様々な職種と共同して認知症のひとに対してのリハビリテーションを提供しています。また、ご自宅での介護についてなど、訪問でご家族と一緒に考えたりもします。各地域の「認知症初期集中支援チーム」にも参加し、医療・介護・ご家族・インフォーマルサービス等との連携支援も対応します。その他、認知症カフェの開催や支援、認知症の啓発活動や研修会も積極的に行っています。

profile

一般社団法人 群馬県作業療法士会 住所：群馬県前橋市紅雲町1-7-12 住宅公社ビル4階
TEL：027-224-4649
FAX：027-224-4649
HP：http://gunma-ot.org/



言語聴覚士とは？

言語聴覚士:Speech-Language-Hearing Therapist (ST)

ことば・聞こえ・食べる リハビリテーションの専門家です。

「聞く」「話す」「食べる」という私たちが、ごく自然に行っているこうしたことが、病気や事故、加齢、生まれつきの障がいなどにより難しくなることがあります。こうした「ことばによるコミュニケーション」や「食べること」に困っている方々に対し、より良い生活が送れるようにお手伝いするのが、言語聴覚士の役割です。

何をするの？



出典：一般社団法人 日本言語聴覚士協会パンフレットを基に作成

どこにいるの？

- 医療：病院・診療所（リハビリテーション科・脳神経外科・耳鼻咽喉科・小児医療センター・歯科等）
 - 福祉：障がい者福祉センター・障がい児者入所施設・通園施設・児童相談所等
 - 介護：介護老人保健施設・特別養護老人ホーム・訪問事業所など
 - 教育：通級指導教室・特別支援学校（聾・養護）・言語聴覚士養成校
 - 保健：市町村保健センターなど
 - その他：補聴器等医療機器関連企業
- *医療機関への所属が約7割ですが、福祉、介護、教育など、幅広い分野に所属し活動しています。

言語聴覚士が対象とする障がい

- ことばの障がい 失語症、構音障害、音声障害、言語発達障害、吃音
- 聞こえの障がい 聴覚障害
- 食べることの障がい 摂食・嚥下障害
- その他の障がい 高次脳機能障害、認知症

言語聴覚士は地域でこのような活動を行っています。

人材育成

介護予防サポーターや失語症者向け意志疎通支援者などの人材育成をしています。

自主活動の支援

患者・家族会など自主活動を支援しています。

講師派遣

講習会の開催や講師を派遣しています。

介護予防事業や地域ケア会議への取り組み

啓発事業

9月1日は言語聴覚の日です。毎年9月に県内で、言語聴覚障害や摂食・嚥下障害、ならびに言語聴覚士に関する情報を一般の方々に広く知って頂くことを目的にイベントを開催しています。

理学療法士協会・作業療法士会・言語聴覚士会の連携活動（その3）

群馬県の地域包括ケアシステムを中心に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、リハビリテーション専門職として連携して活動しています。このコーナーは、上記3職が連携して行っている内容が記載されています。

5. リハビリテーションに重要な摂食・嚥下及び栄養

理学療法、作業療法、言語聴覚療法にとって栄養は、非常に重要な要素です。人は、様々な動作をして日常生活を送っていて、このことは栄養があって可能となります。バランス良く栄養を摂ることができなければ、筋力をつけることもできません。また、栄養は基本的には口から摂ることになります。したがって、摂食・嚥下機能（食べること、飲み込むことなど）も重要となってきます。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、リハビリテーションの観点からの摂食・嚥下、栄養についての支援も行います。

6. がんのリハビリテーション

リハビリテーション医療においては、「がんのリハビリテーション」という分野が確立されてきました。ここにも下図のように理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が積極的に関わっています。

がんの診断	治療開始	再発・転移	積極的な治療が受けられなくなったとき
予防的リハビリ	回復的リハビリ	維持的リハビリ	緩和的リハビリ
機能障害はなく、予防を目的とする	機能障害や筋力低下に対して最大限の機能回復を図る	がんが増大し機能障害が進行している状態に対して運動能力の維持・改善を図る。自助具の使用・動作のコツ指導・セルフケアなど	要望を尊重して、身体的・精神的・社会的にQOL（生活の質）を高く保てるように援助する

profile

一般社団法人 群馬県言語聴覚士会 住所：群馬県吾妻郡中之条町上沢渡2136
 TEL：0279-66-2121
 FAX：0279-66-2900
 E-mail：jimukyoku@hotmail.com
 HP：http://gunma-st.com/



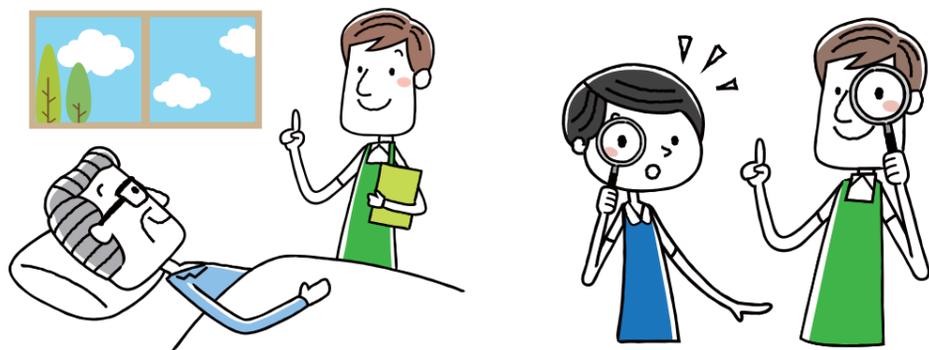
介護福祉士は 「その人らしい生活」を支えます

介護福祉士は、日常生活に支障がある方に対して、「その人らしい生活」を送れるよう支援をします。

身の回りの世話をするだけの介護から、高齢者や障がい者等の生き方や生活全体に関わることで利用者の暮らしを支え、自立に向け、利用者や家族そして地域と共に実践していきます。介護福祉ニーズを有するすべての人々が、住み慣れた地域において安心して老いることができ、そして暮らし続けることのできる社会の実現を目指しています。

介護福祉士に求められるもの

介護は生活全般に関わる広範な仕事です。ところが、多くの人々は『介護』というと、おむつを交換するなどの排せつ介助やベッドから起こすなどの移乗介助、暑い浴室の中で行う入浴介助などをイメージしていると思います。しかし、介護福祉士が行っているのは、これらの介助も含めた生活全般について、観察などから情報収集して、それらを統合・分析し、どのような課題、ニーズがあるのか発見した上で、QOL（生活の質）を高めるための介護方法を見いだしていくことです。実際にその利用者に最適な介護を実践し、目標達成するためには、介護職員の指導や教育も必要ですし、関係職種との連携や様々な面での環境の整備も求められます。これらができるのは介護職として守るべき倫理や介護実践の原則をよく理解し、介護という仕事の中で守り、実行しているからです。



こんなところで活躍してます

介護福祉士は、主にホームヘルパー（訪問介護員）や、老人福祉施設（特別養護老人ホームなど）や老人保健施設の介護保険施設、身体障害者施設等の社会福祉施設、在宅支援における訪問介護（ヘルパー）や通所介護（デイサービスなど）、小規模多機能型事業所などの介護職員として介護業務に当たっています。

また、介護業務のほか、介護方法や生活動作に関する説明、介護に関する様々な相談にも対応しています。

介護福祉士の仕事

生活支援

身体介護のような具体的な介護とは別に、高齢者や障がい者などの利用者の生活援助を行うこともあります。利用者の家に訪問して、利用者が自分で行うことが難しい炊事や洗濯、買い物などの家事を行います。



社会活動支援

利用者が介護を必要とする状態になった場合、自由に動けない等の理由により、身近な人間関係から孤立してしまうことがあります。人々の間をお互いの話を通じて取り持ち、社会の一員として穏やかに安定した生活が送れるよう支援します。



相談・助言

利用者や、介護をしている家族に対しての助言や、介護に関する相談などを受け付けます。より良い形での介護や、利用者の自立した生活のために適切なアドバイスをを行います。



身体介護

利用者の自宅や介護施設において身体介護を行います。日常生活を自分ひとりで行う事が困難な利用者に対して、食事や排泄、入浴などの生活に関する様々な動作をそれぞれの症状の度合いや環境などに応じて介助します。



profile

一般社団法人 群馬県介護福祉士会

住所：群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター4階

TEL：027-255-6226 FAX：027-255-6173

E-mail：info@gunma-careworkers.jp HP：http://www.gunma-careworkers.net/

群馬県ホームヘルパー協議会

(利用者・家族の生活・生命・人生を支援する)

利用者の想いを後世まで伝える役割

ホームヘルパーの仕事は、利用者が住み慣れた家、住み慣れた地域での**出会い**の仕事です。そこには、病气を持つ高齢者や障がい者のいる家庭に訪問し、必要な家事援助、身体介護の援助を行います。

ホームヘルパーは、利用者が生きてきた歴史に想いをはせて、住み慣れた場で共に力を合わせて、最後まで生活ができるように援助をします。また、地域のネットワークを取り結ぶ役割もあります。

群馬県ホームヘルパー協議会の会員は、利用者から**“あなたに出会えてよかったわ”**と言われるように、心がけています。

訪問介護の 専門性に ついて

訪問介護は、介護保険制度において、利用者の日常生活を支援する要のサービスです。

〈意義・目的〉

- ・個人が培ってきた生活習慣や文化、価値観を尊重し、生活基盤を整える。
- ・生活の自立性の拡大を図る(自立支援)。
- ・生きることの喜び・意見を見出し、自己実現を図る。
- ・予防的な対処により生活の質(QOL)を維持する。
- ・状態の変化を発見し、多職種へつなぐ。



訪問介護には多くの専門性が求められています。

利用者や家族との関係性を構築するための技術やコミュニケーションの技術などが備わっていることが条件になります。

訪問介護は単なる家事代行ではなく、専門的見地から様々な生活行為を支援するところに大きな違いがあります。

ヘルパーを 支える研修会

群馬県ホームヘルパー協議会では高齢者や障がい者等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、様々な研修会を実施しています。

〈主な研修会一覧〉

- ・全体研修会
- ・訪問介護員フォローアップ研修
- ・サービス提供責任者養成研修
- ・サービス提供責任者現任研修
- ・介護トレーナー現任研修
- ・ホームヘルパースキルアップ研修
- ・認知症困難事例検討会
- ・障がい者関係研修



群馬県独自の取り組み

認定介護技術トレーナー制度

私たちは職能団体として独自に「認定介護技術トレーナー制度」をつくり、ご家族から専門職まで、その環境に応じた正しい介護技術の普及に努めています。

「介護技術トレーナー」による理論に基づいた介護技術により、在宅介護の中心である家族や介護従事者等の資質向上を図り、正しい介護技術の普及と人材確保・定着を目指しています。

介護事業所・施設はもとより、家庭介護支援として、公民館等で出前講座を行っています。また、福祉養成校において、介護技術講師としても活躍しています。



(ペットボトル3本(1500ml)の水量で寝たきりでも洗髪ができます)



(ベッドから車いすへの移乗)

多様化するニーズに対応

私たちホームヘルパーは、介護ニーズを有する人々が、住み慣れた地域において安心して暮らし続けていくことのできる社会の実現を願っています。そのために、私たちは一人ひとりの痛み苦しみを分かち合い、心豊かな暮らしを支える者として、自らの専門的知識・技術及び倫理的自覚をもって、最善の介護サービスの提供に努めています。

適切なサービス提供をするため、必要な知識・技能を有する居宅介護従事者の養成を図っています。小児から看取りまで多様化するニーズに幅広く対応し、地域住民から信頼され、訪問介護の第一線に当たる者として自らの資質向上に努めます。在宅介護は、私たちに任せください。



群馬県ホームヘルパー協議会の会員は「利用者や家族の
人権・人生・生命・生活」を守ります。

profile

群馬県ホームヘルパー協議会 住所: 群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター
TEL: 027-255-6111 FAX: 027-255-6173
E-mail: s-fukuda@g-shakyo.or.jp HP: http://g-helper.net/

「老健（介護老人保健施設）」では 何をしているの？

老健とは、ご自分だけでは生活が困難な状態でも、その人らしく過ごせるよう支援する施設です。

医師・看護師・リハビリ専門職・介護士・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士・支援相談員など、様々な職種が協働して適切な医療・介護・リハビリを行います。

「退院予定だが自宅での生活にはまだ不安がある」

「自宅で過ごしているが徐々に体力が落ちてきて外出もままならない」

「毎日の介護が続き家族の介護負担が大きい」など、

いろいろな状況に応じてその人らしく安心して生活できるためのケアを行います。

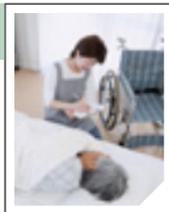
- 生活場面（食事、トイレ、入浴、着替え、口腔ケアなどの整容）において、できるだけご自分で安全に行えるよう、見守りや必要な支援をします。
- 身体や認知の機能低下に対して、専門的な知識と技術を持った職員によるリハビリを行い、状態の改善・維持又は低下軽減を図ります。
- 服用している薬の調整や病状の把握・突然の発熱など体調変化に対して、医師・看護師・薬剤師による対応を行います。
- 糖尿病や心臓・腎臓などの病気又はむせ込みなどの嚥下障害がある方に対して、管理栄養士が適切な食事の対応を行います。
- 口の中や舌の状態を把握し、清潔に保つことで誤嚥防止を図るため歯科衛生士による口腔ケアを行います。義歯の具合も確認して歯科医師との連携も図ります。
- ケアマネジャーが多職種の連携を図り、適切なサービス提供を行えるよう調整しています。
- 支援相談員が介護に関する相談を受けたり、他医療機関など関係者との連携を図ります。

「今、できること」を少しでも多くする

今はできないことでも「こうすればできるのではないか」という視点から、様々な職種が工夫してできることを増やすことで、より良い暮らしになることを目指します。

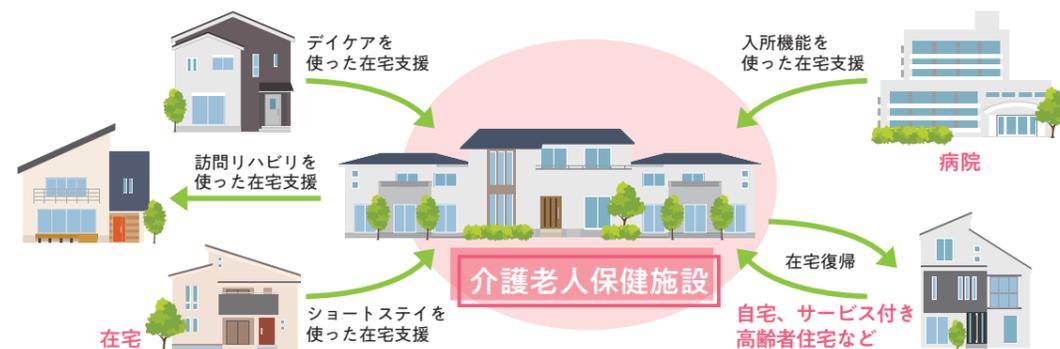
「今の状態を維持する」

急激な病状の悪化や再発をきたさないよう予防したり、早期発見・対応に努めます。



「安心して在宅で生活できるようにする」

- 1 通所リハビリ（デイケア）…… 身体・認知機能改善のためのリハビリを行い、外出機会が乏しくなった方でも様々なレクリエーションやご利用者同士の交流を行うなど、日中を過ごしていただきます。
- 2 短期入所（ショートステイ）…… 数日間の短期入所により、心身機能の評価や維持・改善を図ります。
- 3 訪問リハビリ …… リハビリ専門の職員がご自宅まで伺いリハビリを行います。



「穏やかに最期の時を迎える」

一人暮らしなど自宅で最期を迎えることが困難な状況でも尊厳を保って終末期を安心して過ごせるよう、看取りをさせていただくこともあります。

群馬県独自の取り組み

- 入所されリハビリに専心していただき、在宅での受け入れ状況に合うように調整をすることで、全国でも屈指の在宅復帰率を誇っています。



profile

公益社団法人 群馬県老人保健施設協会 住所：群馬県前橋市大手町3-9-16 TEL：027-233-0350 FAX：027-233-0599
E-mail：gunmakenrouken@sunny.ocn.ne.jp HP：http://www.gunma-roken.jp/

自宅から移り住んで利用する施設

認知症対応型共同生活介護 グループホーム（介護予防認知症対応型共同生活介護）

認知症と診断された高齢者が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設で、食事や入浴などの健康管理を受けることができます。

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

常時介護が必要で、自宅での生活を送ることが困難な方が対象の施設です。食事や入浴など日常生活の介護や健康管理を受けることができます。原則、要介護3以上の方が入所できる施設です。

養護老人ホーム

生活環境や経済的に困窮した原則65歳以上の高齢者が入所できる措置施設です。



地域密着型特定施設入居者生活介護

定員30人未満の小規模な介護専用の有料老人ホームに入居している方が受けるサービスです。食事や入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



サービス付き高齢者向け住宅

常駐するスタッフによる「安否確認」と「生活相談」で、定期的に居室を訪問したり居室内で起きた困りごとや、介護や生活全般の相談に対応します。スタッフは医療・介護の有資格者で、少なくとも日中は常駐しサービスを提供する施設です。

介護老人保健施設

病状が安定した方が、機能維持・改善のため、リハビリを中心とした介護を受け、在宅復帰を目指す中間施設です。

有料老人ホーム

高齢者が民間事業者と契約して入居し、食事など日常生活に必要なサービスを受ける施設です。多くの有料老人ホームでは介護費用を徴収していますが、介護保険では特定施設入居者生活介護として在宅サービスの中に含まれます。

軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス

身寄りがない、又は家庭環境や経済状況などの理由により、家族との同居が困難な原則60歳以上の高齢者が、食事の提供などを受け、日常生活を送ることができる施設です。自治体の助成を受けるため、有料老人ホームよりも比較的低い費用で利用できます。

介護医療院

超高齢社会や多死社会における医療・介護ニーズに応えようと、平成30年4月から新たに「介護医療院」が創設されました。「医療+介護+生活支援+住まい」の機能を併せ持つモデルの登場によって、医療・介護業界の一体化が進む可能性があります。



具体的なサービスの例

～特別養護老人ホームの場合～

1 食事サービス

- 状態に応じた食事の提供
- 特別食の提供
- 治療食の提供
- 様々なイベント食の提供

2 生活サービス

- 食事・排泄・入浴・整容などの身体介護サービス全般
- 清掃・洗濯・買い物・繕い・私物管理などの生活支援サービス全般
- 様々な手続きの代行サービス全般
- 通院や入退院の付添い・入院中の対応などのサービス全般



3 健康管理サービス

- 体調管理全般
- 服薬管理全般
- 機能訓練
- 連携医療機関との調整・緊急時の対応

4 余暇活動サービス

- 各種イベント活動
- 各種アクティビティ活動
- クラブ活動やサークル活動

5 相談援助サービス

- 日常生活相談・援助
- 家族との連絡・調整・相談



特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）とは？

ご家族に代わって大切な人を守る、介護のプロがいます。

- 介護福祉士や社会福祉士、管理栄養士や看護師などの様々な職種が集まり、その人の人生を守っています。
- どんな介護や認知症があっても対応できる、様々なノウハウを持っています。

様々なニーズに対応できます。

- 緊急の場合でも受け入れることができる、ショートステイもあります。
- 個室やユニットを完備した施設もあり、状況に応じて選ぶことができます。
- 個別ケアに取り組んでいる施設も多く、それぞれの特色を生かしたサービスを提供しています。
- 尊厳に配慮した看取りに対し積極的に取り組んでいる施設もあります。



profile

群馬県老人福祉施設協議会

群馬県内の老人福祉施設・事業所の連携・利用者のサービスと職員の資質向上、高齢者福祉への寄与を目指します。

住所：群馬県前橋市新前橋町13-12

群馬県社会福祉総合センター内 4階

TEL：027-255-6034 FAX：027-255-6173

HP：http://www.jsgunma.jp/



ケアマネジャーとは？

正式名称「介護支援専門員」と言われる職業です。介護保険制度においては、要介護認定を受けた方とその家族の希望をくみ取りながら、介護生活をマネジメントする中心的存在です。介護や看護に関する豊富な知識と経験を活かし、適切な介護保険サービスなどを受けられるように支援する役割を担います。また、サービスの利用においては、適切かつ効果的に提供されるようサービス事業者などの関係機関との調整を行うことも重要であり、その責任を担っているのがケアマネジャーです。



ケアマネジャーをさがすには？

ケアマネジャーは「居宅介護支援事業所」や「介護施設」「地域包括支援センター」などにいます。

お住まいの市町村にある

介護保険に関する窓口

や

地域包括支援センター

などにご相談いただけます。



※入院中であれば、担当の看護師さんや相談員（医療ソーシャルワーカー）にご相談ください。

こんなときに私たち“ケアマネジャー”にご相談ください

介護保険の要介護認定の申請をしたいとき、又はしたとき。そして、まだ申請をしていない方に関しては、以下のとき。

- 思うように身体が動けなくなったとき
- もの忘れが増えているなあと感じる時
- これから退院、「自宅に戻って生活が始まるけどちょっと心配だな」というとき
- 介護や医療、暮らしに不安や心配ごとがあるとき
- 介護保険サービスを受けたいときなど

ケアマネジャーにご相談ください。



すでに契約を交わしたケアマネジャーに対しては、今利用している介護や医療のサービスを変更したいときや、入退院が必要なおきなどにご相談ください。

ケアマネジャーって何をしてくれるの？

介護が必要になってもその人らしくいきいきと暮らせるように、本人や家族の困りごとなどの介護相談にのったり、介護保険などを利用するためのサービス計画を立てたりします。そのための計画書を“ケアプラン”と言います。介護、医療、福祉に関わる職種や住民による自発的な活動によるサービスを含めた、地域における様々な取組を行う方などとも連携してその人らしい生活を実現していきます。そのようなケアプラン作成の後も、きちんとケアプランどおりに進められているか、サービスやサポートが効果的に活用できているかなど定期的にご相談にのり、その時々状況の変化に応じたケアプランを作るのがケアマネジャーの仕事です。



主任ケアマネジャー（主任介護支援専門員）とは？

ケアマネジャーとしての経験を重ねたのち、主任介護支援専門員研修を受けることで得られる資格です。ケアマネジャーのまとめ役的存在であり、新人ケアマネジャーの育成、ケアプランの作成におけるケアマネジャーへの支援や相談、複雑な事例対応における指導、助言などを行います。また、地域課題の発見や解決に尽力するなど、「地域づくり」への貢献も期待されています。

誰もが最後まで自分らしく暮らし続けることができる地域づくりに！

～ケアマネジャーは地域包括ケアシステムの実現に向けて努力し取り組んでいます！～

1 ケアマネジメントに取り組みます！

適切なプロセスの下、ご利用者の社会生活のニーズを導き出し、その方らしい生活を送れるために最適な社会資源と結びつけます。



2 介護予防に取り組みます！

生活機能の向上と自立した生活の維持を目的として「予防プラン」を作成します。

3 チームで暮らしを支えます！

医療・保健・福祉などの様々な職種の方々と連携して、地域での生活をサポートします。

4 入退院時における情報の橋渡しをします！

どのような病院へ入退院しても、必要なサービスやサポートが受けられ、安心した生活を送れるように連携と支援を強化しています。

5 地域ケア会議で地域の課題に取り組みます！

地域ケア会議は個人の課題解決のみならず、地域課題を明らかにし、それに基づく新たなサービス開発を目指し、共に地域の方の豊かな暮らしを目指します。



profile

一般社団法人 群馬県介護支援専門員協会 住所：群馬県前橋市新前橋町 13-12
群馬県社会福祉総合センター4F 群馬県社会福祉協議会地域福祉課内
TEL：027-255-6226 FAX：027-255-6173
HP：http://caremane-gunma.com/

地域包括支援センターは共に支え合う地域づくりのお手伝い、暮らしの安心を支えます

地域包括支援センターは高齢者のみなさんや地域のみなさんが住み慣れた地域で安心した日常生活を続けられるよう総合的な相談・支援を行う機関です。

専門の相談員がみなさんの相談に応じます

介護や健康のこと

- 要支援1・2の認定を受けたので介護予防サービスを利用したい
- 介護保険の認定の申請をしたい
- 体調が悪く、生活が不安
- 今の暮らしをこれからも続けたい



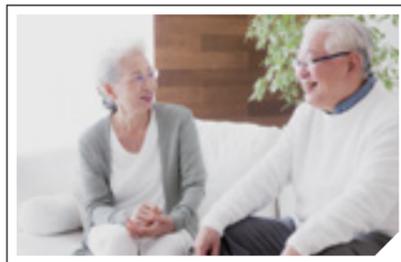
権利を守ること

- 悪質な訪問販売の被害にあった
- 金銭管理や契約に自信がなくなってきた
- 虐待にあっているのでは？と気になる人がいる



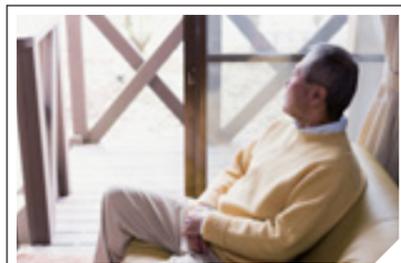
暮らしやすい地域のために

- 医療機関・介護事業所・民生委員さんなど関係機関との連携を進めます



様々な相談ごと

- 近所に住んでいる一人暮らしの高齢者のことが心配
- 家族に認知症の症状が出てきた
- 病院を退院した後、今までのように暮らせるのか不安



よくあるご質問

Q どうやって相談すればいいの？

A まずは、「地域包括支援センター」にお電話ください。必要な場合は、センター職員がご自宅へ伺い、お話を聞きます。

Q 家族や友人でも相談できるの？

A ご本人だけでなく、ご家族やご近所、地域のみなさんからの相談も受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

Q 相談費用はかかるの？個人情報は大丈夫？

A 相談はすべて無料です。「地域包括支援センター」は市直営又は市から委託を受けた法人が運営しています。個人情報は適切に保護されますのでご安心ください。

Q 「地域包括支援センター」の職員はどんな人？

A 地域包括支援センターには福祉や医療の専門職（社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャー）が配置されています。各々の専門性を活かしチームとして高齢者や地域のみなさんを支援します。

群馬県での当協議会の取り組みについて

県内の地域包括支援センター（在宅介護支援センター含む）職員の人材育成として

- 初任者、現任者、指導者等の研修を県から委託を受けて実施しています。
- 知識や技術のスキルアップを目的に自主研修を年3回企画運営しています。
- また、毎年6月に研究大会を開催し、基調講演や特別講演、シンポジウムなどを行い、県内の地域包括支援センター活動を共有し、求められている役割を担えるよう、自己研鑽ができる機会を作っています。

全国地域包括・在宅介護支援センター協議会と連携を図っています。

- 地域包括支援センター職員研修のあり方を検討する会議に委員を出しています。
- 研究大会、研修会に参加をして、研究発表や意見交換など積極的に行っています。

「あんなことから」から「こんなこと」まで何でもご相談ください。地域包括支援センターは県内の各市町村に設置されていますので、お住いの地域の市役所・役場等にお問い合わせください。

profile

群馬県地域包括・在宅介護支援センター協議会 住所：群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉協議会内
TEL：027-289-3344 FAX：027-255-6173
E-mail：houkatu@g-shakyo.or.jp
HP：http://www.g-shakyo.or.jp/shisetsu/73.html

医療ソーシャルワーカーとは？

医療ソーシャルワーカー（Medical Social Worker = MSW）は、主に保健福祉・医療機関等において、社会福祉の立場から患者さんやその家族の抱える、経済的・心理的・社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る業務をしています。

病気やけがで治療を受ける患者さんやそのご家族が入院中や退院後、また、在宅療養中でも自立して、適切な医療を受けられ、その人らしい暮らしを続けることができるように支援するのが医療ソーシャルワーカーの仕事です。

医療ソーシャルワーカーが勤務しているのは主に病院です。病院によって呼び方は様々ですが、「医療福祉相談室」「患者支援センター」「地域連携室」といった部署に居て、患者さんやご家族の相談に応じたり、院内スタッフや院外の関係機関と連携をとったり、病院と地域の橋渡し役の存在となり、様々な窓口としての役割を担っています。

具体的な支援は？

（厚労省「医療ソーシャルワーカー業務指針」より）

1 療養中の心理的・社会的問題の解決、調整援助

入退院の調整、外来患者さんやそのご家族からの相談に応じています。

また、退院後の在宅環境の整備をし、在宅サービスの情報を提供したり、関係機関と連携し支援します。



2 退院援助

退院後の生活について、地域包括支援センターやケアマネジャーなどの関係機関と連携をとり、退院の支援を行います。

3 社会復帰支援

退院後の復職や復学などの社会復帰がスムーズにできるよう支援します。

4 受診・受療援助

患者さんやそのご家族に対して、受診や受療の補助を行います。リハビリテーションやアルコール依存症の自助会、糖尿病指導など、病院が提供している様々な支援情報を患者さんやそのご家族に提供し、参加促進をします。

5 経済的問題の解決、調整援助

医療費や生活費についてお困りの際、福祉の支援や活用できる社会保障制度などを活用し、安心して医療が受けられるように支援します。

6 地域活動

活用できるサービスが地域で適切に提供させるように地域福祉のシステム作りや地域福祉の促進を図ります。

保健医療福祉の立場から地域の医療福祉やネットワーク作りを構築します。高齢者や障がい者が安心して地域で暮らすことができるように、地域の理解を深め、協力を促します。

群馬県医療ソーシャルワーカー協会について

当協会は、群馬県内の保健福祉・医療機関で働くソーシャルワーカーが集まり活動しております。ソーシャルワーカーとしての資質向上、ネットワーク作り、社会福祉の増進、地位の確立を図るため、昭和37年に設立されました。私たちは、医療社会事業の発展を図り、以て公衆衛生の向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とし、各種研修会及び関係諸団体との連携協力を行っています。

当協会の主な活動について

ブロック活動

県内を4つのブロックに分け、独自の活動を行っています。それぞれの地域における研修・事例検討・交流会を実施しています。

研修会

各ブロックでの研修の他に、全体研修や新人研修、グループサポート研修やその他主催の研修を定期的に行っています。

広報活動

会報やホームページ、facebookを利用した情報発信を行っています。また、メーリングリストを活用し、会員へ研修会やブロック活動の案内の周知をしています。



委員会活動

協会内に8つの委員会を設け、各方面での活動を行っています。

- 主な委員会……
- 子ども・家族支援委員会
 - スーパービジョン委員会
 - 在宅医療推進委員会
 - 組織率向上委員会
 - 災害支援対策委員会
 - 調査研究委員会 etc…

群馬県での当協会の取り組みについて

- 群馬県医療ソーシャルワーカー協会、群馬県社会福祉士会、群馬県精神保健福祉士会と共同してソーシャルワーカーデーを開催しています。
- 群馬県医療ソーシャルワーカー協会は「群馬県地域両立支援推進チーム」に参加して就労支援を行っています。

profile

群馬県医療ソーシャルワーカー協会 住所：群馬県前橋市昭和町3-39-15 群馬大学医学部附属病院患者支援センター内
TEL：027-220-7111 FAX：027-220-8779
E-mail：mswgunma@gmail.com HP：http://mswgunma.sakura.ne.jp/

社会福祉士とは？

社会福祉士は、社会福祉士及び介護福祉士法で位置付けられた、社会福祉業務に携わる人の国家資格で、身体や精神の障がい、あるいは環境上の理由などにより日常生活を営むことに支障がある人の、福祉に関する相談援助を行う専門職です。相談者の複雑多様な問題をひも解き、多職種・多機関と連携しながら解決に導いていく役割を担います。

どんなところで働いているの？

社会福祉士の勤務先は地域包括支援センターや障がい・介護関連施設、医療機関や教育機関、司法関係や福祉事務所、さらには独立型社会福祉士事務所と多岐にわたります。所属する機関により、相談員、ソーシャルワーカーなど呼び方は様々です。



社会福祉士は、

「あなたに寄り添う」相談支援を行います

群馬県社会福祉士会とは

群馬県社会福祉士会は、社会福祉の援助を必要とする人々の権利を擁護するために、研修や委員会活動等を通じて専門性を高め、また社会福祉に関する知識の普及・啓発を行う専門職団体です。

平成4年5月に、全国で3つ目の都道府県社会福祉士会として設立されました。

約600名の会員が、医療・保健・教育・司法など他の専門職との連携を図りながら、様々な分野で活躍しています。

群馬県社会福祉士会の主な事業

※詳細は群馬県社会福祉士会ホームページをご覧ください

●生涯研修センター

生涯研修センターは、社会福祉士の会員の生涯研修制度を推進するために、群馬県社会福祉士会内に設置されたセンターです。生涯研修制度とは、社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上、倫理及び資質の向上のために、生涯にわたって研鑽を重ねることを支援する制度です。生涯研修制度は「基礎過程」と「専門過程」の2つの過程から構成されています。専門課程を継続して積み重ねることで、認定社会福祉士取得にもつながります。資質向上のための研修の開催、基礎研修Ⅰ～Ⅲ（基礎過程）の開催、スーパービジョンの推進及びコーディネート、などを実施しています。



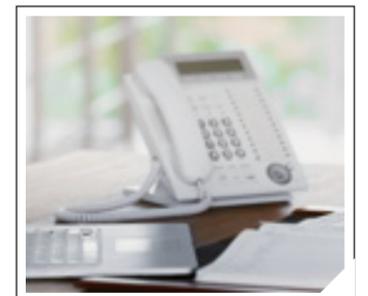
●権利擁護センターばあとなあ群馬

認知症や知的障がい・精神障がいなどのために、自ら適切な判断をすることが困難な方の場合、自らの権利を擁護しながら、福祉サービスなどの契約を結ぶことができないおそれがあります。このような状況に対応する制度が『成年後見制度』です。群馬県社会福祉士会に設置された「ばあとなあ群馬」は、成年後見を担う社会福祉士のチームです。ご本人が安心して暮らせるように、社会福祉士の専門スキルである相談援助技術を生かし、寄り添い、声なき声を受け止めて、自己決定を支援します。



●群馬県障害者権利擁護センター

「障害者虐待防止法」に基づき設置されるセンターを、群馬県から受託しています。障がい者虐待を発見したとき・虐待を受けたときの相談窓口として、市町村の障害者虐待防止センターと連携・協力しながら対応しています。虐待の通報・届出の受理、相談機関の紹介、虐待防止の啓発活動、市町村間の連絡調整・情報提供・助言などを行っています。また、夜間や休日についても速やかに対応できる体制を確保しています。



profile

一般社団法人 群馬県社会福祉士会

住所：群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉協議会内

TEL：027-212-8388 FAX：027-212-7260

E-mail：info@gunma-csw.or.jp HP：http://www.gunma-csw.or.jp

私たちは 精神保健福祉士です

精神保健福祉士は、『精神科ソーシャルワーカー』という名称で1950年代より精神科医療機関を中心に、医療チームの一員として導入された歴史のある専門職です。

1997年より国家資格化され、ご本人やご家族の抱える様々な心の悩みや生活上の不安等に対し、他の専門職や関係機関と協力して問題解決を支援していきます。



- 誰か話を聞いてほしい
- 職場・学校・生活のことで相談したい
- 将来について不安がある
- 対人関係や生活について悩み事がある
- 仕事をしたいがうまくできるか心配

「自分の人生、自分らしく生きていく」
そのためのお手伝いをしています。

Stay close to your heart.
あなたの気持ちに寄り添います。

Our goal is to deliver you happiness.
私たちの目標は、あなたに幸せを届けることです。

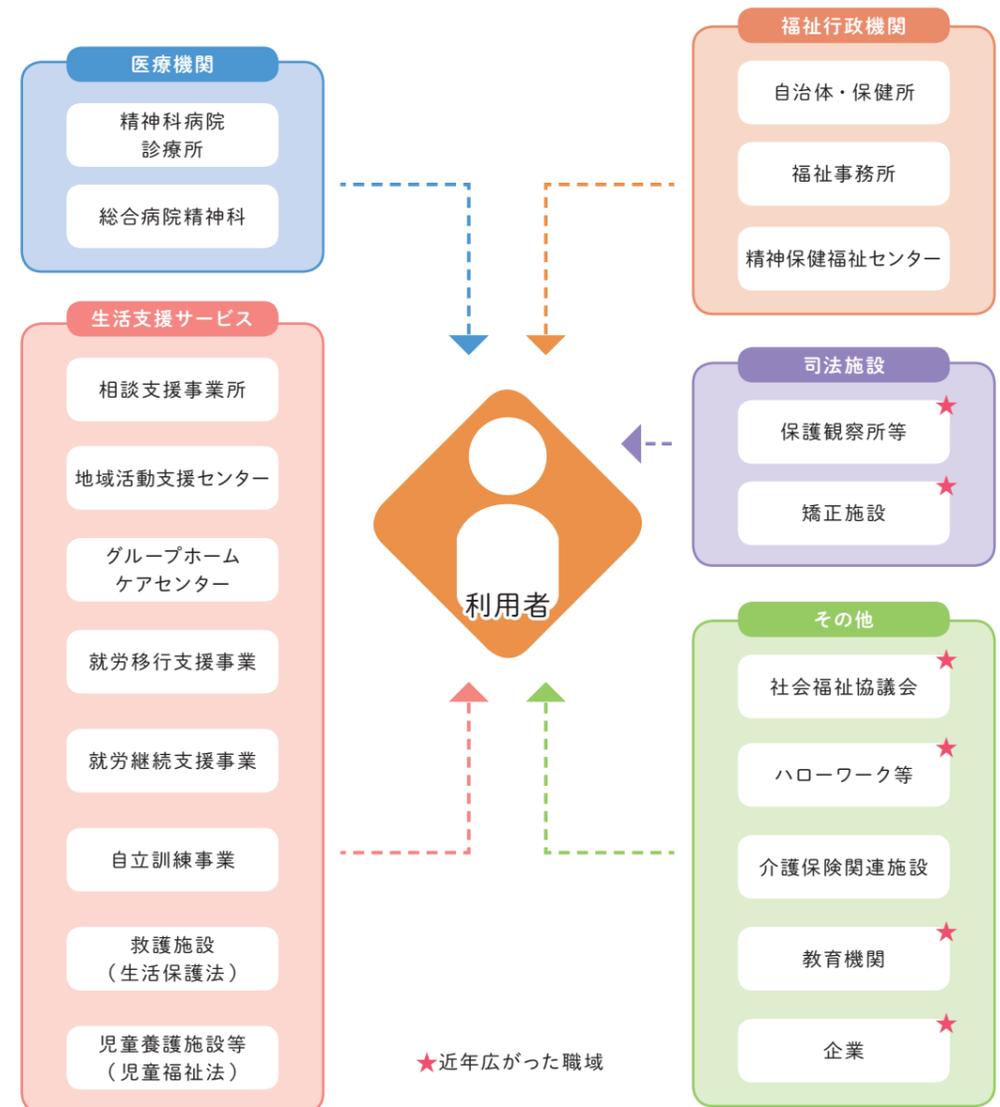
Society is waiting for you!!
社会はあなたを待っています。



精神保健福祉士はここにいます



私たち「精神保健福祉士」は医療機関や福祉施設、行政機関などで仕事をしています。近年では、スクールソーシャルワーカーなど教育機関や、ストレスチェックなど企業での活動もしています。



© 公益社団法人日本精神保健福祉士協会

profile

群馬県精神保健福祉士会 住所: 群馬県北群馬郡吉岡町陣馬98 田中病院内 TEL: 0279-54-2106 FAX: 0279-54-0247
E-mail: jimukyoku@psw-gunma.com HP: http://psw-gunma.com

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員とは

地域住民の立場にたって
地域の福祉を担うボランティアです。

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。給与の支給はなく、ボランティアとして活動しているもので、任期は3年です（再任が可）。



民生委員・児童委員は

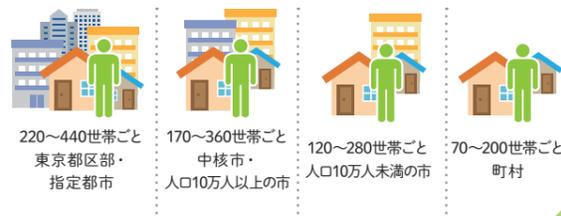
地域を見守り、
地域住民の身近な相談相手、
専門機関へのつなぎ役です。

主任児童委員とは

子どもや子育てに関する支援を
専門に担当する
民生委員・児童委員です。

民生委員・児童委員の配置基準

(民生委員・児童委員1人当たりの担当世帯に基づく)



主任児童委員の配置基準

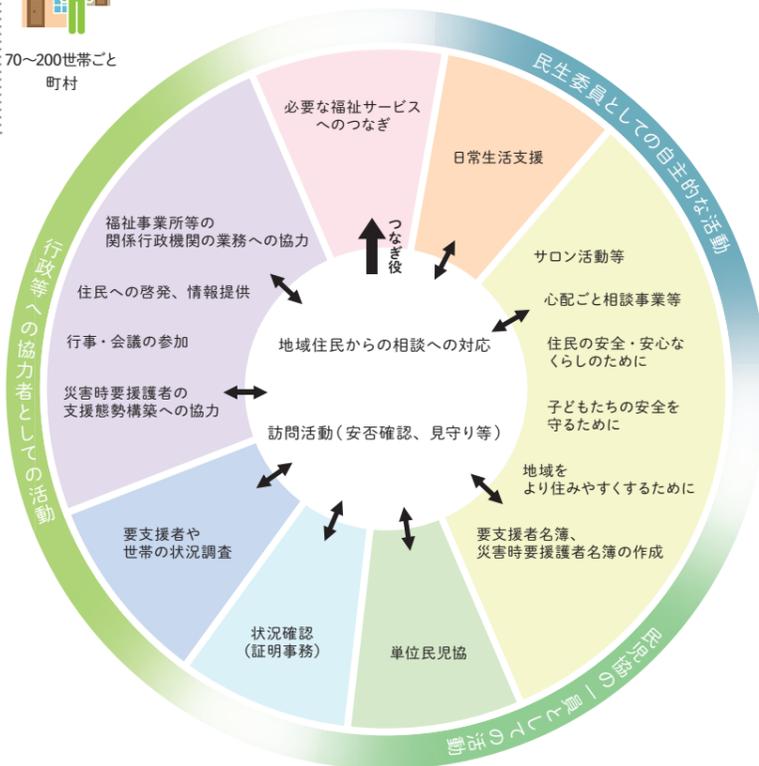
民生委員・児童委員定数
39人以下の民児協

民生委員・児童委員定数
40人以上の民児協



全国で約23万人の民生委員・児童委員が活動しています。

全国共通の制度として、国民すべてが民生委員・児童委員の相談・支援を受けられるよう、厚生労働大臣が定めた基準（一定の世帯数ごと）を踏まえつつ市町村（特別区を含む。以下同じ。）ごとに定数が定められています。全国では約23万人の民生委員・児童委員が活動しています。



民生委員・児童委員の活動（概要）

A委員のある1週間



委員として3期目（7年目）を迎えたAさん（女性）は、63歳。現在は定年退職した夫と二人暮らしです。子どもたちは、すでに結婚して遠くに住んでいます。Aさんは、地域の子ども会やPTAの役員を積極的に引き受けていた経験から、児童委員活動にも力を注いでいます。

	日曜日	月曜日	火曜日
9:00			＜9:00 Yさんの通院を介助してくれるボランティアを求めて、社協ボランティアセンターに連絡した。（→午前11時すぎに「ボランティアとしてOさんを紹介する」との連絡あり）
12:00	＜10:00 在宅介護をうけている高齢者のMさん宅を訪問。介護者である夫に介護講習会の案内をした。		
15:00	＜15:00 民児協代表として町の子ども会育成会の会合に出席し、夏休みのプログラムで協力できるものを検討した。	＜17:00 ひとり暮らし高齢者のYさんから「足をけがして歩けない」という電話があったので、様子を見るため訪問した。	＜14:00 Yさんのお宅をボランティアのOさんと一緒に訪問した。その帰り道、事故で大けがをしたFさんの妻と出会い、身体障害者手帳の交付について尋ねられた。（→そのことを福祉事務所に連絡した。）
18:00			

	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	＜10:00 民児協会長のSさんより、来月開かれる児童委員研修会と一緒に出席してもらいたいと誘われ、承諾した。		＜11:00 Yさんの通院ボランティアOさんに電話をして、その後の様子を尋ねた。	＜10:00 福祉課より依頼のあった、高齢者世帯の実態アンケート調査のため、担当区域の5世帯を訪問した。
	＜13:00 Nさんより、二男の大学進学費用に関して、生活福祉資金の教育支援資金借入れの可能性について相談を受けた。長男がすでに教育支援資金を利用しており、兄弟で借入できるかという相談であった。	＜15:00 民児協の児童福祉部会に出席し、子育てサロンの増設について打ち合わせた。	＜14:00 町内のGさんが訪ねてくる。以前から見守っていたTさんの家から子どもの激しい泣き声が続いており、親から虐待されている様子だと聞かされる。さっそく民児協会長Sさんと主任児童相談委員Kさんと相談し、児童相談所に連絡、情報の確認と対応について協議した。	

上の図にもあるように、Aさんは、地域で見守りや支援の必要な人の訪問、相談のあった事項についての関係機関への連絡や、地域のイベント等の情報の紹介をはじめ、民児協としての活動の企画運営などに関わったりなど、様々な活動を行っています。Aさんの1年間の活動日数は約130日、世帯への訪問回数は約160回となっています。

profile

群馬県民生委員児童委員協議会 住所：群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉協議会内
TEL: 027-255-6032 FAX: 027-255-6444 HP: <http://www.g-shakyo.or.jp/>

群馬県社会福祉協議会とは

群馬県社会福祉協議会（群馬県社協）は、地域住民が主体となって地域社会における社会福祉の問題を解決し、その改善向上を図るため、公私の社会福祉関係者、団体によって構成される民間の自主的な福祉団体です。

主な事業として、その地域の社会福祉に関する調査、総合企画、連絡調整、助成、在宅サービスの開発・実施、広報活動等を行っています。

さらに、社会福祉協議会は、全国社会福祉協議会をはじめ、各都道府県、市区町村にそれぞれ設置され、全国的なネットワークを活かした活動を展開しています。

地域福祉活動の展開

●地域福祉活動の促進支援

共に支え合う福祉のまちづくりを目指し地域で福祉活動を展開する市町村社協への支援やふれあい・いきいきサロンなど小地域福祉活動を推進します。

●ボランティア・市民活動、福祉教育等の推進

市町村社協ボランティアセンターと連携し、ボランティア活動・災害支援活動・福祉教育など総合的に推進します。

生活に困った方への支援

●日常生活自立支援事業

認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など判断能力が不十分な方が、地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの相談や資金管理などのお手伝いをします。

●生活困窮者自立支援事業

生活に困った方の相談を受け、自立へのお手伝いをします。

●心配ごと相談事業

様々な悩みや困りごとの相談に応じます。

社会福祉施設等への支援

●福祉サービス第三者評価事業の推進

福祉サービス事業者のサービス向上につなげ、県民が良質な福祉サービスを選択できるよう、第三者評価事業を推進します。

●民間社会福祉施設等職員共済事業の実施

福祉従事者が安心して働けるよう、福利厚生事業を実施します。

●災害福祉支援ネットワーク構築の推進

災害時の福祉的な支援を円滑に進めるため、災害派遣福祉チーム（DWAT）派遣の体制整備を進めます。

●社会福祉法人・社会福祉施設への支援

福祉施設経営相談事業や地域における公益的な取組として、群馬県ふくし総合相談支援事業を実施します。

福祉マンパワーの確保と資質の向上

●福祉人材無料職業紹介・相談事業

福祉職場に就職を希望する方の相談に応じるとともに、登録し人材を必要とする事業所へあっせんを行います。

●福祉・介護人材の緊急確保対策

求人事業所と求職者とのマッチングを支援します。

●福祉人材確保に関する面接会等の実施

福祉ハートフルフェア、福祉の仕事就職ガイダンス、就職面接会等を行います。

●社会福祉従事者等に対する研修の実施

社会福祉従事者の階層別研修、介護支援専門員研修等を実施します。

貸付事業の推進

●生活福祉資金等の貸付

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等に対し各種資金の貸付と必要な援助を行うことにより、地域社会で安定した生活が送れるよう支援します。

組織の運営管理と連絡調整機能

●組織の運営管理と連絡調整機能

組織の運営管理と社会福祉関係機関・団体等の連絡調整を行います。

●福祉サービス運営適正化委員会

福祉サービスを利用する方が快適なサービスを受けられるよう苦情解決のお手伝いをします。

●教員免許特例法による介護等体験事業

小・中学校教員免許取得予定の学生に福祉施設等での体験受け入れを調整します。

群馬県社協の多様なネットワーク



profile

社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会 住所：群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内
TEL：027-255-6033(代表) FAX：027-255-6173 HP：http://www.g-shakyo.or.jp/

群馬県多職種連携推進協議会

「いつまでも自分らしく ～地域包括ケアシステム～」の発刊によせて



群馬県健康福祉部長

川原 武男

我が国は、これまでに経験したことのない超高齢社会を迎えており、本県においても、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年には、高齢化率が3割を超え、約3人に1人が高齢者になると推計されています。

こうした中、平成23年に介護保険法が改正され、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を進めることとされました。

本県におきましても試行錯誤の中、関係者の皆様の御協力をいただきながら、各地域で多職種連携など、医療と介護の連携強化に向けた取組が開始されました。

また、これらの取組をより一層推進するため、平成26年の介護保険法の改正により、地域支援事業の充実が規定されるとともに、平成29年の介護保険法の改正では、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化や地域共生社会に向けた取組の推進等が盛り込まれました。

この間、県におきましては、退院調整ルールの策定や自立支援型地域ケア個別会議を推進するためのモデル事業を県内各地域で実施するなど、市町村の取組を支援するとともに、現在、地域包括ケアシステムの取組状況や成果の「見える化」を図るための指標の策定を進めております。

多くの皆様からの御支援・御協力のもと、平成30年4月には、県内全ての市町村において、在宅医療・介護連携を支援するための相談窓口や認知症初期集中支援チームの設置など、地域包括ケアシステムの推進体制が整備されたところですが、今後は、より実効性のある地域包括ケアシステムを構築することが課題となっております。

そのためには、医療・介護・福祉などに関わる関係団体の皆様の更なる連携が不可欠となりますが、本冊子は、それぞれの職種や団体の取組や役割について、分かりやすく紹介されており、職種を超えた相互理解やより緊密な連携体制の構築に非常に役立つものと考えております。

県としましても、関係機関・団体の皆様と連携し、引き続き、地域包括ケアシステムの更なる充実を図って参りたいと考えておりますので、より一層の御理解・御協力をお願いいたします。

最後に、本冊子の作成に御尽力いただきました「群馬県多職種連携推進協議会」の委員の皆様にご心から感謝申し上げますとともに、本冊子が様々な方面で活用され、地域包括ケアシステムの一層の推進に寄与することを願い、発刊にあたってのあいさつといたします。

平成31年3月

団体名	住所	電話	掲載
公益社団法人 群馬県医師会	〒371-0022 群馬県前橋市千代田町1-7-4	027-231-5311	06
公益社団法人 群馬県歯科医師会	〒371-0847 群馬県前橋市大友町1-5-17	027-252-0391	08
一般社団法人 群馬県薬剤師会	〒371-0013 群馬県前橋市西片貝町5-18-36	027-223-7736	10
公益社団法人 群馬県看護協会	〒371-0007 群馬県前橋市上泉町1858-7	027-269-5565	12
公益社団法人 群馬県栄養士会	〒371-0022 群馬県前橋市千代田町1-7-4 群馬メディカルセンター5階	027-232-2913	14
特定非営利活動法人 群馬県歯科衛生士会	〒371-0847 群馬県前橋市大友町1-5-17 群馬県歯科医師会館3階	027-253-3368	16
一般社団法人 群馬県理学療法士協会	〒371-0854 群馬県前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル6階	027-254-3237	18
一般社団法人 群馬県作業療法士会	〒371-0025 群馬県前橋市紅雲町1-7-12 住宅公社ビル4階	027-224-4649	20
一般社団法人 群馬県言語聴覚士会	〒377-0541 群馬県吾妻郡中之条町上沢渡2136	0279-66-2121	22
一般社団法人 群馬県介護福祉士会	〒371-8525 群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-255-6226	24
群馬県ホームヘルパー協議会	〒371-8525 群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-255-6111	26
公益社団法人 群馬県老人保健施設協会	〒371-0026 群馬県前橋市大手町3-9-16	027-233-0350	28
群馬県老人福祉施設協議会	〒371-8525 群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-255-6034	30
一般社団法人 群馬県介護支援専門員協会	〒371-8525 群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-255-6226	32
群馬県地域包括・在宅介護支援センター協議会	〒371-8525 群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-289-3344	34
群馬県医療ソーシャルワーカー協会	〒371-0034 群馬県前橋市昭和町3-39-15 群馬大学医学部附属病院患者支援センター内	027-220-7111	36
一般社団法人 群馬県社会福祉士会	〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉協議会内	027-212-8388	38
群馬県精神保健福祉士会	〒370-3603 群馬県北群馬郡吉岡町陣馬98 田中病院内	0279-54-2106	40
群馬県民生委員児童委員協議会	〒371-8525 群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-255-6032	42
社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会	〒371-8525 群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-255-6033	44
群馬県地域密着型サービス連絡協議会	〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉協議会内	027-289-0908	-

群馬県健康福祉部地域包括ケア推進室	〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 県庁14階	027-897-2652	-
-------------------	-----------------------------------	--------------	---

いつまでも自分らしく

…地域包括ケアシステム…

発行:群馬県多職種連携推進協議会

〒371-0022 群馬県前橋市千代田町一丁目7番4号

(群馬県医師会事務局内)

発行日:平成31年3月

編集者:長坂 資夫(群馬県医師会理事)

下城 茂雄(群馬県医師会事務局)

中澤 歩美(群馬県医師会事務局)

印刷所:朝日印刷工業株式会社

禁無断転載

